

第 3 回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

（平成27年6月22日（月）：午後6時30分～午後8時27分）

○委員長 これから第3回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を始めます。

どうぞよろしく願いいたします。前回、第2回目を欠席いたしまして申しわけありません。

それでは、最初に資料の確認をお願いいたします。

（配布資料確認）

○委員長 それでは議事次第に沿いまして、進めさせていただきたいと思います。

最初に、資料の中に前回の5月28日の議事録がありますけれども、こちらについては、もし何かありましたら、事務局の方に伝えていただくということですのでよろしいですね。

○事務局 議事録については書面で、6月29日、来週の月曜日までに、何かあればいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。その後、氏名などの情報を除きまして、区のホームページ上で公開する予定です。

○委員長 それでは次第の2番目ですけれども、第2回推進委員会を受けた補足説明をお願いします。

（資料説明）

○事務局 ご意見等を文書でいただいた場合については、前回までにいただいたご意見と今回いただくご意見をあわせまして、次回、第4回の際に、区の見解、あるいはコメントを付した資料をおつくりしてお配りしたいと考えております。

補足については、以上です。

○委員長 今の説明を確認します。

今日配付された資料1（修正後）です。A、B、C、Dで事業が区分されており、基本的には、Aの欄を見ていただくとよろしいということです。今後の議論の中で増減するというご説明がありました。

それ以外の部分につきましては、他の事業で既に行われていたり、事業が完了しているということです。

同じような名称がそれぞれ現行計画の事業名で出てきていますが、資料1-1と1-2というように二つに区分けしていますので、右にいたり、左にいたりしなければ確認ができにくいかと思います。

○委員 今のご説明でいきますと、今日いただいた資料1-2の3ページ目、事業番号83、85、86が統合される。これはみんな丸がついていますね。

○委員長 はい。

○委員 今のお話でいくと、どこかの代表的なものに丸をつけるというご説明があった。その下の、87、88。ほかのところは確かに代表のものが一つ選ばれているのですが、ここだけちょっと気になります。

○事務局 申しわけありません。こちらは記載ミスでございまして、数は一つになりますので、Aの数が減るということになります。

○委員長 3月までの計画、現行動いている計画をそれぞれ一覧表にして、何と何が重な

るか、重なっているところをAに持ってきていますよということです。

その中には、現行計画の◎「重点事業」があり、今回、改めてその重点事業は何かということ、それぞれ39、40前後の中で決めていきますので、余り心配しないで、議論の中で詰めていければと思います。

次に資料2と資料3をあわせてご説明いただきます。

○事務局 「資料2（修正後）」をご用意ください。それから、「参考資料」もあわせてごらんください。

本日は、施策4から6、下半分についてご説明させていただきます。

施策4の修正については、下の方に小さな字で事業名称が入っておりますが、若干抜けていたものがございましたので、入れさせていただきました。具体的には、「保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知」が加わっております。

○委員長 資料の修正箇所について、施策4のところですよ。取組項目1、2、3とあります。その下に2行ほど、ポイントが小さな文字で、「保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知」、これがなかったですね。

○事務局 （資料説明）

○委員長 それでは、今、施策4のご説明をいただきましたけれども、こちらは飯村先生の専門分野ですけれども。

それでは、皆様の方のご意見等がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 知的障害者のために、次のことをお願いします。

書類は、わかりやすいものを作ってください。全国手をつなぐ育成会連合会からガイドラインが出ていますので、参考にしてください。

駅やバス停の表示も、知的障害者の意見を取り入れて、わかりやすくしてください。

そうすれば、子どもにも、お年寄りにも、外国人にもわかりやすい、優しいまちになると思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員付き添い 私は単なる付き添いなのですけれども、少し補足させていただきます。

こちらの会議に知的障害者本人が参加できるというのは大変素晴らしいことで、呼んでいただいて感謝しているのですが、余りにも書類が多過ぎて、本人には、わかるものではない。

単純に、この会議のお知らせにしても、最初の部分にいろいろと書いてあるのですけれども、そういうものは知的障害者に出す書類としては必要がないものなのです。

最初に一番大事なものを書く。この会議を開くのであれば、何月何日にこういう会議をいたします、委員なので必ず出てください、どうしても出てこれない場合とかわからないことがあったら、こちらに電話してくださいと、こういうふうにわかりやすい表現をしていたら、本人がその書類をもらっても意味がわからないのです。

それで、皆さんも知的障害者の人に、どういうふうにわかりやすい書類をつくっているのかわからないということがありましたら、全国手をつなぐ育成会からガイドラインが出ていますので、そちらを参考に、なるべくわかりやすい書類を作してほしい。

わからないことがあったら、全部、付き添いの人に聞いてくださいとか、ガイドさんに

聞いてくださいということでしたら、まちづくりの会議に知的障害者が出る意味がないと思うのです。根本的に意味がないことになってしまうので、なるべく、もちろん完璧にやってくださいとか、最初からそういうことは求めていないのですけれども、歩み寄ってくださらないと、こちらも意見が出せないということになりますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これまでの事前説明をどうやっていたかわかりませんが、なるべくその頻度を多くしていただいて、全て、全部の範囲まで理解をしていただくのは難しい部分もあるかと思いますが、中身の重点的な議論をする部分については、ご本人への説明も時間をとってお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

ほかに、ご質問等がありますでしょうか。施策 4 ですが。

人材育成関係、あるいは社会福祉法人への指導、助言といったようなことで、公的機関が行う部分でありますので、区民が直接ということはないかもしれませんが、何らかの関係する部分はあるかと思います。

この辺はよろしいでしょうか。

○委員 聞きたいのは、ポイントの○が三つある真ん中、福祉サービスの計画云々の「住民参加を通じた」という文言があるのですが、ほかのポイントは取組項目の 1 から 3 までに反映されているようなのですが。

○委員 何の表のことを言っているのですか。この表。

○委員 そうです。そのポイントの真ん中のところ。三つある真ん中については、三つの取組項目に反映されていないように見えるのです、ほかのものは反映されていますけれども。ということは、どこに行ったのかなという結論です。

○委員長 表現として。権利擁護の部分と、福祉サービスの評価といったことについては書かれているけれども、「利用者本位」という、住民サービスのその辺につきまして、ここでは項目の 3 なのか、2 あたりも絡んでくるのですけれども、これはどう取り込んでいくか。

○委員 特に「住民参加」という言葉に対する対応はない。

○委員長 これは、今の取組の 1 から 3 の中で、どこに反映していると判断してよろしいでしょうか。現に、今日の時点では。

○管理課長 直接、この施策 4 のところにポイントということで記載してありますけれども、今回の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画、計画策定全体、あるいは今後の計画の管理といったものについて住民参加を図っていくということで、前年度は懇談会を実施し、今年度はこういう推進委員会をやっています。

また、策定後も推進委員会を継続しながら、進行状況をチェックしていただくということを考えておりますので、ここには、直接、文言としてこの項目ですという形にはなっていませんが、計画の進め方としてはそんなことを考えているということで、ご理解いただければと思います。

○委員長 策定作業そのものだというご説明、ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

○委員 資料 2 の件でもいいのか、修正後の。

○委員長 はい。

○委員 修正後の、これは新計画のことを、地域福祉・福祉のまちづくり総合計画のことを、仮称で「ずっと住みたいやさしいまち」プランと呼ぼうということだろうと思いますが、目標は「ともに支え合う、誰もが自由に社会参加できるまち」と書いてあるのですが、それで、「ずっと住みたいやさしいまち」プラン。

「やさしいまち」というのは、練馬区福祉のまちづくり総合計画の17ページに、「ずっと住みたいやさしいまち」計画の目標というところに出ています。

この計画は平成23年から平成27年の計画ですけれども、平成18年度に策定した福祉のまちづくり総合計画で掲げた練馬区の目指すべき将来の姿である「ずっと住みたいやさしいまち」の実現を継続して目指し、計画の目標とします。ここでは計画の目標になっているのです。

それで、そうすると、これと、それから「ともに支え合う、誰もが自由に社会参加ができるまち」というのがどう関連するのか、同じことを言っているのではないかと思うのです。

こちらは、そのこのところ、その前に、これも配られて皆さんのところに行っていると思いますが、「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画、区民懇談会」の意見のまとめでは、新計画の基本的な考え方という、「目指すまちの姿、ともに支え合い、誰もが幸せを実感できる地域社会」となっているのです。

それで、しかも、前回配られた資料の中でも、この新計画が、分野としては地域づくり分野ですと位置づけられている。

こういうことから考えて、この一番最初のところ、「ずっと住みたいやさしいまち」プラン、目標が「ともに支え合い、誰もが自由に社会参加できるまち」というのと、どうもこここの整理がまだひとつかなという感じがするのです。

それと、もう一つは、このみどりの風吹くまちビジョンの66ページ、これには施策の体系と戦略計画、個別計画の関連図がありまして、それを見ると、地域福祉計画・福祉のまちづくり総合計画というのは、安心して生活できる福祉・医療の充実というところに位置づけられている。

したがって、そうすると、いわゆる考え方とか、新規計画の考え方とか、新計画の構成についてもそうなのですが、もう少し、ここは整合性をもっと整理しておかないと、そもそもその愛称か、よくわからないのですけれども、「ずっと住みたいやさしいまち」プランというのは何ですか。

これは、この仮称というのもよくわからないし、「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画」としておけばそれでいいのに、こういう名前になっているのかもよくわかりません。

ここは整理しておかれた方がいいのではないかなということですが、いかがでしょうか。

○委員長 最初の第1回目の議論につながってくるのですけれども、これまで二つに分かれていたものを一つにするということで、新たなネーミングをつけようということで練馬区の方が進めてきたということですが、これについては、私の意見というか、私は福祉のまちづくり総合計画に関与してきたわけですけれども、新しいテーマになって、それを一つにして、今はネーミングが最終的にどうなるかわからないのですけれども、余りこだわらないで、中身で、最終的に、今、委員からご指摘がありましたように、それぞれの

施策の柱に絡んできます、いろいろな部分に。

福祉・医療の部分だけではなくて、ハード的な都市計画、全体のビジョンですと 3 番目なのですけれども、そういったところですか、ほかのところにもかなりかかわってくるかと思います。

既に、福祉計画・福祉のまちづくり総合計画ともかかわっているのですけれども、そういうことで、最終的には、この施策のテーマ、今絞り込んでいる、1、2、3を既にやって、4、5、6が今日なので、これの全体を1番から6番までやったうえで、「目標」というネーミングでいいのか、あるいは、「（仮称）ずっと住みたいやさしいまちプラン」でいいのかどうかということ、もし必要であれば、再度、その時点で検討して、恐らく最終的には、これは区長さんの判断に委ねられるのではないかと考えますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○委員 おっしゃるとおりで結構です。

○委員長 それでは、施策4の説明について、さらに追加のご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長 それでは続いて、施策5の説明をお願いします。

（資料説明）

○委員長 それでは、ややハード的な話にもなりますが、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりについて、皆さんのご意見をお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 施策5につきまして、今ご説明がございました。目指すまちの姿、誰でも行きたい場所へ行けるという中に、金融機関等のことを考えておられるのかどうか、特に日本郵便、それから銀行、証券等は誰も行かなければいけない場所でもあるという意味で、金融機関についてのユニバーサルデザイン推進を考えていらっしゃるのかどうか。

もう一つ、主要施設と駅とを結ぶ経路のユニバーサルデザイン化について、運輸業者の関係になりますが、ホームのドアがなく、非常に危ない駅があるわけです。これについては、どのように考えたらいいいのかということでございます。

もう一つ、議長にお聞きしたいのですが、施策4について意見があるのですが、これは後で申し上げた方がよろしいのでしょうか。先ほど申し上げる時間がなかったのですが。

○委員長 伺っていきます、どうぞ。

○委員 施策4についてちょっとお聞きします。

保健福祉サービスの充実に向けた基盤整備でございますが、その中に、社会福祉法人等への指導、助言というのがあります。

その中で、事業運営の透明性を確保したいと言っておられますが、これを指導、検査する立場の区の側に、検査、指導する内容について十分なガイドライン、特に剰余金のチェック等についてどのように考えているのか、そのガイドライン等をきちんと決めておられるのかどうか。

非常に大きな権限を与えるのは恣意的になりやすいし、裁量権の拡大は、今の安保論議と同じように非常に危ないものを感じるわけですが、その辺のチェックはどう考えたらいのか、教えていただきたいです。

○委員長 それでは、最後の方のご質問については、また後ほどということにさせていただきます、最初に、ルートの中に金融関係は入っているのかどうか、それから、鉄道のホーム柵といったようなことについても含めた取り組み内容なのか、この2点です。よろしくどうぞ。

○建築課長 まず、金融機関につきましては助成事業の対象にはなってはおりませんが、新築・増改築等の建築行為のある際に、私どもの窓口で、事前の協議といったものを行っておりますので、その中でバリアフリー化ということを進めるように逐一指導しているところでございます。

あと、ホームドアにつきましては、これはご承知かもしれませんが、例えば四つドアのある車両とか、三つドアのある車両が混在している路線では、なかなか敷設が難しいということもございます。鉄道事業者等に所管の方から、いろいろと促してはいますが、なかなか難しいハードの面もあるとご承知いただきたいと思います。

○委員長 今の委員のご質問は、金融機関へのルートの問題ですね。建物そのものは、大規模改修などのリフォームのときに改修されている。ルートについては、経路のユニバーサルデザイン化を進めようとしているのかどうかという質問だったと思うのですが。

○建築課長 申しわけありません。ちょっと認識違いでした。

金融機関は必要な施設とご指摘をいただきましたので、検討の項目に加えて、どういったことができるか検討を進めていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

鉄道駅については練馬区はかなり利用者が多いと思っておりますので、強く、強く、求めていってください。

○委員 どうもありがとうございます。練馬の郵便局について、私ども私的なチームでチェックしたところ、バリアフリーの点は、一応は整備されておりますが、ほかの大きな郵便局等につきましては、十分見ていただきたいと思います。今後ともご注意いただきたいと思います。

○委員 お聞きしたいというか、私の理解が不足しているので。

ここで言っている取組項目1、主要施設と駅とを結ぶ経路、それ以外の経路は、ここでは、まな板には乗せないということによろしいのですか。

まちの中には、恐らく、こういった主要施設、駅以外の経路はいっぱいある、という理解でよろしいですか。

○建築課長 基本的には、モデル事業的にまず取り組んでみたい、そういうところで、こういった取組項目としてあげさせていただいております。

それが、ある程度、成果やいろいろなノウハウが蓄積されましたら、いろいろな方面に拡大していきたいと考えています。

まずは最初の一步ということで、取組項目としてあげさせていただきました。

○委員長 委員、お願いいたします。

○委員 話の中にちょっと入ってなかったのですが、聞いておきたいと思っております。

駅から地域に出るために、車椅子も視覚障害者もそうですが、ワンルートを確保しようというのが随分前から言われてきている。ところが、ワンルートでも、例えばエレベーターが動かないときには、その人は動けなくなるという現実が出てきます。

あるいは、便利、不便というところから言えば、視覚障害者の場合は、エスカレーターは基本的にだめというふうに一応なっているのですが、黙認の中で僕たちも乗っています。しかし、そこにつなぐ点字ブロックももちろんありません。そういう意味では、練馬区としてはワンルート確保をまだ目指しているのか、そろそろ何通りかの道筋で駅から地域に出たりするようなことを、特に災害も考えなければいけないわけですから、その辺の含みはどうなっているのでしょうか。

○建築課長 練馬区内の全駅で、ワンルートは基本的には確保されているということになっていますが、ただし、実際に使用してみると、委員がご指摘のとおり、サインの不整合など、不具合が幾つかありまして、必ずしもそれが有効な機能をしていないという現実があることも認識しているところでございます。

そういったものを一つ一つ解消していく方向で、鉄道事業者など、いろいろな方面に働きかけていきたいと考えております。もうしばらく時間のご猶予をいただければと思っております。

○委員長 国のガイドライン等も、法的にはワンルート確保が基礎になりますが、複数のルートがなければ、市民の生活、区民の生活には、円滑な経路とは言えないということは理解されています。

ただ、費用がかかる。あるいは民地に入ったりとか、いろいろな場合があるので、その時点でやれるところから順番にやっていくといったようなところかと思えます。

ただし、それを待っているだけではなくて、この計画の中でもしっかりきちんとしないといけないということが今のご指摘かと思えます。具体的な課題に入ってきたときに、しっかりとこの辺についても、一定のエリアが、限界があるかもしれませんが、進めていただければと思えます。

委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員 もう一つ、ちょっと忘れていたのですが、ここで言われているユニバーサルデザイン化は、それはパブリックの面も、商業的な施設も含めて書かれています。この中で、主にバリアといわれているのは、段差であるとか、誘導・案内ということも当然入ってくるわけですが、昨今、私がとても気になるのが、特にサインです。

案内サインが非常に不統一である。数だけはいっぱいあるけれども、極めて不親切で、とんでもない方へ誘導されてしまうサインが非常に多いわけです。そのあたりのことは、ここでは一切触れられていませんが、どうお考えになっているか。

特に、これから、いわゆる日本語では案内しきれない方々、また、視覚的にバリアのある方々に対して、空間をどう誘導するかということに関する、いわばユニバーサルデザイン、バリアフリーというよりもユニバーサルになりますけれども、そのあたりは、どうこれで取り組んでいかれるのか。今回は次へ見送るとか、何かあるのでしょうか。

○委員長 お願いいたします。

○建築課長 まさに、先ほど別の委員の方にもお答えしたところですが、例えば「練馬庁舎」という案内の先を行ってみたら、エレベーターがなくて、車椅子の方はそちらのルートでは出られないとか、そういったサインの不整合は、私どもとしても非常に重要な問題だと捉えているところでございます。

この計画の中にどんな形で盛り込むかは、これからの課題なのですけれども、ぜひ、強
力に解決というか、対策をしていきたい課題の一つであると捉えておりますので、それは
積極的にしていきたいと考えております。

○委員長 とても重要なご指摘だと思います。国や東京都も、2020年を踏まえて、さまざ
まなサインが、現在、進行中だと思います。

ただ、難しいのは、統一だけでいいかどうかというのもありまして、まちの魅力ですと
か、そういったように細かく設計上は出てくるので、このあたりはこれから練馬でもいい
事例が出てくるとおもしろいかなと思っています。

ほかに、いかがでしょうか。どうぞ、どんな観点でも結構です。

このまちづくりでは、この20年、30年、あるいは、場合によっては40年前から同じよう
なことが言われ続けています。

点としての整備ではなくて、つなげていこうと、線としての整備、それから、面として
の整備ということも30年以上前から言われているのですけれども、特に練馬区のように住
宅地形成とか、細い道ですとか、商店街が密集しているとか、なかなか歩道環境が十分に
とれないといったものがあるので、これをどこから手をつけるかという、非常に合意形成
ができないと物理的なものがなかなか改善されていきませんので、そういうことの取り組
み、ここが一番ポイントになってくるかと思えます。

このように書くのは簡単ですけれども、実際にどこから手をつけるのか、手をつけられ
るような計画になっていくのかどうかということがポイントになるかと思えますので、こ
れをもう一步踏み出せるような、この後の仕組み、実際に重点的な整備をするときの仕組
みがとても重要になると思えます。

○委員 すみません、発言が多くて。

2点。1点は意見、1点は質問です。

この施策の方は、もともとの福祉のまちづくりの計画の中で、利用者や一般の区民が、
まちづくりの主にハードですけれども、それに対していろいろな要望を聞いていただけ
るところはとても大事な、しかも、ありがたい部分だと思っています。

ただ、一方で、今、先生がおっしゃったように大変難しいところがあるので、なかなか
実践するには問題が出てきていると理解しています。

そういう中で、一つは、取組項目1の下から2行目の文言、「区立施設や区立公園の整
備の際には、設計の段階で利用者等の意見を取り入れ」、これは大変ありがたいと思っ
ているのですが、この仕分けを見ますと、それがCになっているのです。これはDでは
ないでしょうかと私は思います、という意見です。

その部分は、92、93、94。

次の質問に移ってよろしいですか。ただの意見です。

それで、質問は、その上も実は先ほどAが三つ並んでいますよといった、84、85、86、
実はこの85というテーマは、私たち福祉のまちづくりの前回の協議会に参加しているメン
バーは、一番大事な項目としてこの項をやったわけです。

これも先生が今おっしゃいましたように、実際にはなかなかフォローが難しいし、これ
から先の問題なのですけれども、これは中村橋でああいうふうなモデルをつくられて、次
のモデルをつくらうとしたので、私どもは、大泉学園北口再開発が一つだよねというお話

だったのですが、結果として、タイミングが遅くてアウトだったと私は理解しております。

ああいうモデル事業的な考え方も、つまり、中村橋や大泉学園駅北口が不十分だったかどうかは別にして、ああいう考え方を今後もおとりになるのか、あれはもうやめるのか。そこをご質問としてお聞きしたいのです。

○委員長 それではお願いいたします。

○建築課長 92、93、94は主要な施策だということですが、92、93、94に関しましては、91番のユニバーサルデザインの推進に統合されるというふうな中身でございますので、91番の方で実現するというふうに理解いただければと思います。

まちづくり地区とのものに関しては、確かに、まちづくり整備事業のときに、前回、ユニバーサルデザインでいろんなご意見をいただいて、反映するのが極めて有効な手法だと認識しています。

いろんなまちづくり計画のご意見をいただいて、それが、どこまで皆さんのご意見を聴取して反映できるか。かなり、まちづくり部隊と綿密な調整をした上でないとできませんので、もちろん有効な手法だというのは重々承知しておりますので、機会を捉えて、いろんな働きかけや調整をして頑張っていきたいと考えております。

○委員長 それでは、機会を捉えてというか、機会をつくって、それで一步前に進みましょう。

これまで、私も何度か事務局とやりとりしていますけれども、なかなかバリアフリーの基本構想に踏み切れない悩みが、どうも事務局内にはあるような感じがしますので、この壁を取り払っていかないと、モデルとして中村橋でやったものが波及していきませんので。

これは波及していくことがモデル事業として一番大事なことで、波及させる取り組みを区民の方々が応援しないといけないので、そういう声をぜひ上げていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員 今、委員長の方から、地域で応援しなくてはとおっしゃっていましたが、地域が入り切れないことも多いのです。

途中で、ぜひ意見を出したいと申し上げても、北口、南口だけで切れてしまって、北口の開発だから南の人は入れられないとか、地域住民そのものを入れないとか、それから問題点があるので申し上げたくても入れないことがよくあります。

ですから、この前から言うように、この問題は、やっぱり多くの人たち、障害者、それから使う側、それから駅の場合でも、一方通行にすれば物すごく皆さん気持ちよく通れるのに、両方から、右から入ったり左から入ったりしてぶつかりそうになって、事故がなければ絶対に変わらないわねとか、地権者の関係が強くて、周りの住民の声はなかなか入りづらいということが多いものですから、これから住民が住んでいくわけですから、その声をどのように入れていったらいいかということ、我々も出していきたいし、そういう意見をどんどん出せる場をつくっていただきたいと思います。

建物を建てるときに、どうしても地権者の方に多く心がいつてしまって、建てるときに便利というか、早く建てたいというのが先に走るのかどうか。でも、地域住民が言ったことは、なかなか後になっては変えられませんので、建てる段階から少し地域住民、それから、身障者、皆さんのご意見をどうやって取り入れたかはすごく大事なことだと思っています。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

○建築課長 まちづくりは、確かに多くの地域住民の方、いろんな方に影響がありますので、そういったできるだけ広い範囲、皆様のお声を頂戴するような取り組みができるように、関係部署に働きかけてまいります。

○委員 よろしく申し上げます。

○委員長 特に、やはり町内会が違ふと、それから施設管理者が違ふと、区道と都道でもそうですけれども、そういう点は、これはたしか前回も議論になったかな。そういうのが出てきますので、この壁を取り払うのは、バリアフリーでありユニバーサルデザインですので、ぜひ協力を。

いい方向に向かうので、みんな壁だけつくってそれでいいと思っていないと思いますので、ひとつよろしく、いい知恵を出し合いましょう。よろしく申し上げます。

ほかにございますでしょうか。

○委員 取組項目 1、2 で、視点は非常にいいのですが、おおむね歩く人、車椅子を使うか何かは別にして、とにかく歩く人を中心に考えられているのです。

それはそれで正しいと思うのですが、僕らは目的地に車で行って、そこで車椅子に乗り換えるのですが、車利用せざるを得ない人間たちのことも考えてほしい。

いつも挙がるのは、練馬駅北口の駐車場が文化センターに直行できないということ。改装のときにも全然変わっていなかった。

そういうことを考えると、駐車場というのはかなり重要なのです。

最近、西東京の方へ行ったりしますと、土地があるせいか、コンビニでは割と広めの駐車スペースにしていますので、わざわざ車椅子対応と言わなくても止められたりしているのです。練馬駅の近くの混み合ったところは無理かもしれないですが、他区に比べると、練馬区は相当いいことは確かなのですが、そういうことで車を利用せざるを得ない人間、それは介助で利用する人もいますけれども、当事者で車を利用する人間もいるわけです。そういうことも中心にはできないでしょうけれども、経路のユニバーサルデザイン化のどこかに一つそういうことも頭に置いて考えていただけるといいなと思います。

○委員長 ありがとうございます。大変重要な指摘かと思えます。

この主な課題の中にも、ともに暮らせるやさしい空間づくりの中で、三つ目にトイレの話が出ていますけれども、トイレですとか、それから駐車場ですとか、そういったようなものを一つ一つの店舗で考えたり整備しようとする、これは今ご指摘のようになかなか難しいので、まちだとか地域だとか商店街でトイレを整備するとか、あるいは駐車場を確保するとか、そういったような切りかえがとても重要なのです。

だけれども、このためには、先ほどから出ているような地権者の方々の合意ですとか、そういう部分が非常に重要なので、これは区民の人たちも、今までの福祉のまちづくり条例の枠組みではなくて、もう少し広がりを持ったような形で捉えていくことがとても重要になりますので、この辺もどうぞ理解をしていただけるとありがたいというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

委員、お願いします。

○委員 質問なのですが、練馬区は、基本的には電信柱の地中化というのを進める

ことは考えていないのかというのが一つ。

もう一つ、先ほどの歩く人のことしか考えていないということに合わせて、自転車が道路側を通るとか、道交法がいろいろ改正されて、そのあたりは、歩きやすいまちづくりで、自転車も計画に載っているのか、ここには全く載せるつもりはないのか。教えていただきたいです。

○委員長 お願いします。

○建築課長 無電柱化は、もちろん道路の中の重要な課題の一つでございます。

ただ、もちろん無電柱化は、道路がある程度、歩道の一定以上の幅が必要だとか、さまざまな難しい課題がありますので、なかなか目に見える形で無電柱化されたなという実感が伝わりにくいというところはございます。

ただ、もちろん、ここには明記されておられませんけれども、細かい中で無電柱化に関しては課題の一つと記載していこうというふうに意思はありますし、また、自転車対策も前の計画の中できちんと載っておりますので、新しい計画の中にも当然盛り込んでいくと考えておりますので、それは大丈夫です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長 それでは、次の施策 6 です。

○事務局 （資料説明）

○委員長 施策 6 は、目指すまちの姿、出かける機会や場所が広がるということです。

先ほど施策 5 でもありましたが、ユニバーサルデザインの大きな目標というのは、誰もが社会参加するということです。不当な差別とか偏見とか、そういうことがない社会をつくるということがゴールですので、単にサインとか情報とか、そういうものが整備される、バリアフリーになる、段がなくなるということではなく、社会参加が平等に、必要なときにできるということです。そういうことを目標に立てながら、学びの場、あるいはお互いに育む場といったようなことが、この中に書かれていると思います。

○委員 この施策 6 に関しては、指導の何かカリキュラムに入れようとするような努力があるのかどうか。

あるいは、副読本をつくるといった取り組みがどこかに見えるのかなとさっきから見ているのですが、文章だけはすばらしいものを書いてあるのですが、具体的な手段が書いていない。その辺を教えてほしいのですが、教育委員会の方は出ていますか。

○委員長 今日はいらっしゃらないです。

○管理課長 東京都を中心としまして、オリンピック・パラリンピックの教育推進校といった形のものを取り組んできておまして、練馬区でも小学校が 20 校、中学校は 8 校の指定校を受けたと聞いております。

指定を受けますと、それを受けてカリキュラムの中で、道徳であるとか、さまざまな部分で、あるいは総合的な学習の時間であるとかを使いながら、そういうものの理解が進むための教育を考えて取り組んでいるようです。

オリンピック・パラリンピックのような国際的なことばかりではなくても、高齢者への理解促進、あるいはバリアフリーを考えるとといったような教科をつくっている学校もあり

ます。

○委員 学びを育む機会の提供ということで、私は、実際にまちづくりセンターがやられたボッチャの大会に参加しました。ボランティアチームをつくりまして、チームの一員として参加してまいりました。

確かに、学びを育むとはイコール学校とか、そういうふうに結びつけがちなのですけれども、地域でそういう大会を開いていただくということで、実際に車椅子の方であったり、障害をお持ちの方が選手として出られたりして、地域の交流というのはすごくよかったです。

ですから、そういった学校とは余り関係のない普通の区民であっても、そういう機会が十分に得られるなというのを非常に実感しましたので、ここでぜひ皆様にお伝えしたいなと思いました。

○委員長 教育の現場、あるいは地域のさまざまな現場の両方でこれをやっていかなければいけないと思います。

○委員 質問なのですが、目指すまちの姿の取り組みの一番上、だれもが自由に社会参加できるまちの実現のため、建物のバリアフリー化などハード面の取組に加え、地域に暮らす様々な人々が気軽に出かけて、出会い・交流できる空間や機会を増やすと言っているのですけれども、具体的に何か考えているのはどういうものがあるのでしょうか。

それとも、バリアフリーや何かそういうのが増えますよというのをうたっているのか。

○事務局 こちらのポイント三つの関係なのですが、一つ目は、どちらかという、この目指すまちの姿を実現するための前提になります。ですので、施策 6 で取り組んでいるのは、二つ目と三つ目について取り組もうと考えています。

ただ、一つ目は何もしていないわけではなくて、施策の 2 番や 3 番のところでも行っておりますし、今後も出会い・交流できる空間や機会を増やす取り組みをしていきます。

○委員長 ポイントの最初のところは、いろんなところで学べる場があるという、まだ具体的には見えていませんけれども、そういうことを想定しているということだと思います。

○委員 これから「せいの」でこういうのをやるのだったら、ひょっとしたらうまくいくのかなと思うけれども、僕みたいにある一定の年齢を障害者として生きてきた人間にとっては、今こういうことを出されても、結構ひねくれている部分で受けづらいところがあると思うのです。

そういう人間と一緒にまちづくりを、あるいはまちをつくるという意味が、どこまでこの話の中にあるのか。そうではなくて、そういう人たちは置いていってしまって、若い人たちに福祉教育をしっかりと与えた中でまちづくりをしていくのか。明日はひょっとしたら死ぬかもしれないけれども、やっぱりまちの中にいたいと思っているひねくれた僕のような障害者はどうすればいいのかなという単純な質問を聞いてみたいです。

○委員長 世代、年齢、時代を超えて、共生しなければいけませんので、今、委員のご発言を含め、包み込むという、さまざまな異なった意見が共存することがとても重要だと思います。あるいは、経験を重ねることがとても重要です。

○管理課長 先ほど委員の方からご紹介がございましたけれども、例えばボッチャのような健常者と障害者等と一緒にいるようなスポーツの場を提供したり、あるいは学習におい

でも、そのような場が提供されるといったようなことが積み重なっていくことで、さまざまな方の理解が進んでいけるのかなど。

小学生、中学生につきましては、早いうちからそういった環境になじんだり、理解していただくことで、大きく将来にわたって、社会が大きく変わっていくだろうということです。

お互いを知るということは、なかなか難しいことですので、一步一步進んでいくしかなく、一つ一つ積み上げていく。そういった中で、障害当事者の方々のご経験、あるいはご意見なども踏まえながら、対応していきたいと思っているところです。

○委員 例えば、こんなことがありました。日本点字図書館に行く。点字ブロックもあったのですが、その道を女性の全盲の人が歩いていて、健常者の見える人が、「では、私が手引きをします」というので、日本点字図書館の方に連れていったのだけれども、途中でいやらしくさわるといような行為になったのです。

それは実は、何となく日常生活の中ではそういう思いを皆さんが持っているのではないかと、ひねくれた僕としては感じてしまうのです。つまり、上手に手引きをしてくれるけれども、どこかでアッカンベーをされているのではないかなという、自分の長い歴史の中、あるいは障害者の歴史の中で、差別とか偏見とかが渦巻いてきたのを、一応何とか生きてきたのですけれども、すごくその部分を強く感じてしまうのです。

現実的に、今言ったような事例もどんどん出ているので、何かもう少し、もうひと先に入り込むような手だてや政策がないのかなど。

○委員長 この取組 1 の学びは、先ほどから説明をされていたところですが、3 行目のところにとっても大事なことが書かれています。

「自分にはない（感じられなかった）バリア（障壁）が地域にあることを学ぶための場」。

障害者差別解消法という、差別が現にあり、それを解消しなければいけないとうたっている法律が、2013年の6月にできています。ほとんどの方が、ひょっとすると自分は差別をしていない、あるいは偏見を持っていないと感じているのかもしれないけれど、その言っている本人が、差別とか偏見があるということをまず理解しないとイケない。それを自覚しようということが読み取れます。

これが地域全体で共有できるようになると、なぜそういう差別が起こるのか。あるいは偏見を持つのかに気づけるのではないかと。前回の議事録の中で、「理想的にはいろんな人たちが学ぶ環境ができるといいのだけれども」という言葉がまとめの中に書かれていますけれども、そういう場をつくらないといけないわけです。

○委員 わたしたちのまちには、視覚障害者のための施設がありますし、都立特別支援学級が小中一貫教育校の隣に、またの地域の小学校は支援学級を併設しています。ですから子どもたちが長年、交流を続けているのを、実際に見てきました。まちは視覚障害者の方がよく歩いていますが、住民もごく自然に受け入れています。

例えば信号は「とおりゃんせ」の音楽がなりますが、わたしたちはむやみに音の出るボタンは押さないようにすることを暗黙に了解していると思っています。

また大泉学園まちづくりネットでは、施設での障害者体験教室に出向いて、当事者の方にボランティアをしてもらってどういうガイドヘルプがよいか、学んでおります。まちで、

電柱の補助柱が交差点の角に出ているあまりに不自由なので、行政相談員を通して、取り外すことも実現できました。

子どもたちも身近に障害者が歩いている町でともに暮らしていることを受け入れていると思います。委員の具体例を伺うと本当にお気の毒ですが、まちの住民が、バリアフリーについてはごく当然のことと思えるまちづくりを目指して、メンバーは活動しているつもりです。

また 地域の都立高校で奉仕の授業があり、そのスタートにあたってもう 7 年来、わたしは、最初の時間をお手伝いしています。これから高校生が活動場所に出向くにあたり、障害者と同じ目線に立つこと、自分が役にたつこととはどんな行動をしたらよいか、実際にあるグッズを使って障害者体験してもらいます。

福祉教育はまったくやられていない、という発言にたいして、学校現場でもいくつかの取り組みがあることをお伝えしたいと思います。

○委員 委員の地域は委員のような先進的な方がいて、ちゃんと教えているからいいかもしれないけれども、委員が言っている、自分の存在に気がついてもらえないというか、「そこに入れない」と言った前回の委員のせりふが非常にきつくて、気がついた人が伝えるというのは簡単かもしれないのですけれども、そこは気がつかないなら伝えられない。

パワーアップカレッジの授業で、目の見えない方がお話をしてくれて理解できたということで、その後カレッジ生の皆さんが、ホームで目の見えない人に会ったときにどうしたらいいか自分が動けるようになった。本当に簡単なことかもしれないけれど、それさえもここまで生きてきて知らなかったというのを聞いて、そこはシステムとして必要だと思うのです。

学びを育む機会の提供と書いてありますが、「これはどうやるのか」というのは先ほどから話されているように、何かちょっとわかりにくい。

せっかく区民懇談会のところに「福祉教育の推進」というふうに、「福祉教育」という言葉が書いてあったのに、ポイントのところには、「地域の課題として考えることができる気持ちを地域社会に広げる」とか、何か文章的にはできているんですけども、インパクトがなくてよくわかりにくい。福祉教育の推進という言葉そのまま使っただけの方がわかりやすいのではないかな。

小学生、中学生もそうですし、大人になってからも学ぶことがあるのではないかなという意味で、明快な言葉を使っただけの方がいいかなと思いました。

○委員付添い この取組項目 2 に分かりやすい情報・案内づくりとちゃんと書いてありますので、知的障害者にもわかるようなわかりやすい文章をつくったと課長は申しましたけれども、ここでやらなくてどこでするのかということなのです。

今ここで委員のためにできないということ、ほかの人のためにはしますというのはおかしい話ですよ。このことはちゃんと守ってほしいと思います。

それから、「「偏見」や「差別」をなくすために相手の立場や状況を知り」と書いてあるのですけれども、これは私の個人的な意見ですけれども、偏見とか差別というのはすごく根強いものがあるのです。

互いに気がついただけでそれが解消するというものではないと思っています。それには子どものころからの差別とか偏見をなくすという教育は非常に大事だと思っています。

あと、それからもう一つ。オリンピックとパラリンピックの話ですけれども、知的障害者の場合はスペシャルオリンピックスというのが別にあるのですけれども、オリンピックのときの知的障害者の扱いはどのようになるのか。

○**管理課長** 東京都全体の中では、特別支援学校もオリンピック・パラリンピックの推進教育指定校になっている学校がありますけれども、大変恐縮ですが、区内の特別支援学校がそれになっているかどうかは、今、資料がございません。

○**委員付添い** ぜひ入れていただきたいと思います。

○**委員長** 委員のご意見について、どうでしょうか。福祉教育の観点です。

○**管理課長** 教育という言葉は大変範囲が広い言葉であり、人によって受けとめ方も多様ななと思っております。

大人の場合には、これまで多くの場合が生涯学習とあって、みずから学ぶということを中心に進めてきていた。むしろ学校教育といった中で教育という言葉が主に使われてきたような気がします。

そういうことになりますと、福祉教育は、学校における福祉に関する教育という小さなものに受けとめられてしまう可能性もあるかと思っております。多少範囲を広げられる言葉遣いにした方が適切になってくるのかもしれないと思います。

○**委員長** 先ほどの委員の宿題だけ、少し。施策 4 の社会福祉法人についてです。そういった各関係機関の事業運営の透明性を確保するという、あるいは、社会福祉法人のさまざまな運営について、指導とか検査だとかがあるけれども、区側に、それを行うようなガイドラインがあるのかどうか。あるいは、他のガイドラインを運用するのか。社会福祉協議会といったようなものを使うのかどうか。

○**管理課長** 社会福祉法人につきましては、実は、従前は、全国的な組織は厚労省がやっていたのでしょけれども、都道府県の範囲については東京都がやっていました。地方分権改革を進めていく中で、練馬区の中だけで社会福祉法人としての活動をしていらっしゃるのところについては、東京都から事務の移管を受けまして、練馬区でやることになりました。

当然、東京都がやっておりました社会福祉法人に対する指導・監督、あるいは設立認可、場合によっては廃止といったところも含めて、権限としては法令に基づく権限の行使ということになります。

法令を遵守しているのかどうかということ。あるいは、その財務状況がきちんと管理されているのかというような状況。これらについて、一定のガイドラインを持ちまして、指導している。恣意的にやっているものではございません。

特にこの間、国会に、実は今、社会福祉法人改革関連ということで法案が出ています。社会福祉法改正案というもので出ていますが、まだ実際には審議されておられません。

その中で「地域貢献」ということが強く言われてきております。

地域貢献のもととなっているものは、実は社会福祉法人の中の内部留保が非常に多いのではないかと、それを地域に貢献するように使うべきだという議論がなされてきたためでもあります。

一方で、内部留保というものについて、これが内部留保だというような明確な定義がありません。さまざまな計算の方式があるようです。

法令が改正された後、その内部留保とは一体何かというものが多分確定していったら、そ

れを踏まえて社会福祉法人の皆さんに、その内部留保を活用しながら自分たちの事業拡大ばかりではなくて、地域貢献をお願いするというふうな流れになっていくのかなと思っています。

○委員長 東京都の役割から、区の中に移管された部分について、区の管轄の範囲になる法人に関しては指導助言ができる。

○委員 それは了解いたしますが、福祉の司法化といいますか、都から区へ、いろんな仕事がおりにくるということで、区の裁量といいますか、そういうものが非常に大きくなって出てくるわけです。

ですから、私がここで言いたいのは、練馬区の社会福祉法人検査ガイドラインなるものを、しっかりと検査を受ける側の意見も聞きながら明示していただきたい。

特に、今言われた内部留保、剰余金の定義につきましては全く出されていない。だから、戦々恐々とするわけです。それは、福祉法人にとっては大事な資源でございます。しっかりとガイドラインが出ていないというのは非常に心配なところでございます。

そういう意味で、これからの運用、今のお話のとおり、国会での議論の過程で非常に偏った意見を言う議員もおりますので、しっかりと区としても受けとめていただきまして、健全なる社会福祉法人の育成のためにガイドラインをつくっていただきたいというのが私の意見でございます。

○委員 施策 6 の取組項目 2 ですが、分かりやすい情報・案内づくりということで、お尋ねしたいと思います。

ここに、「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン」と書かれておりますけれども、それを作成する。「誰にでもわかりやすく、受け取りやすい」と書いてございますが、ここで言われている「誰にでも」というのは、どのような存在の方なのか、具体的にお示しただけならなと思います。

どこまで視野に入れて、このガイドラインをつくらうとされているのか。具体的に、もしお考えであれば。

例えば、身体機能、年齢、それから言語、国というのも、私は忘れてはならない部分であると思うのです。

こういった部分に関して、非常に深い議論なしにガイドラインをつくれればいいのだろうということはまずないと思いますけれども、つくられてしまうと大変困ったことになる。

サインの話に戻ってしまいますけれども、例えば、東京メトロでは、日本語とユニバーサル言語である英語で表記されていて、そこにほかの言語、アジア圏の言語が二つばかし書かれてあったりするわけですが、では、それ以外の国の方々に対してはどういうふうなユニバーサルのデザインになっているのか、一つ説明を聞きたいなと思うのですけれども、全くなっていない。

ともすると、よかれとしてとったことが、逆に言うと、別な立場から見ると、これはほとんどもない差別を生んでいる結果になっている。

ですから、これはガイドラインをつくる以上は非常に大変な議論が必要だろうと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○管理課長 具体的にどういうものをつくっていくかというのはこれからの話でございますので、ご意見を受けとめさせていただいて、例えば言語にしても、世界には多様な言語

があり、多様な民族の方がいらっしゃいます。全ての方に全ての対応をするということは、残念ながら多分できないという状況です。

率直にできないものはできないとお伝えをしながら、可能な範囲で対応を考えていくということになるかと思えます。

例えばまちの中にあるさまざまなサインについても、見る人によっては、そのサインで目指すものがわからない方も多分いらっしゃるのだろうなと思えます。かといって何もやらなくていいのかというと、そうでもないような気もいたします。

○委員長 印刷物ということを目標の一つに掲げられています。これだと当然、限界がさまざまに出てきます。そこで大事なのは、やはり人と人とのコミュニケーション。一生懸命ユニバーサルデザインをつくったとしても、それを誰がどうやって伝えるかということが、当然人の手によらなければいけないので、ハードも入ってくるかもしれませんが、そこで使えないものが使えるようになる。あるいは、聞こえないものが聞こえるようになるかということもありますので、そこも含めたトータルなことをぜひご検討いただければと思います。

最初の施策 4 あたりから含めて、聞き漏らしたことがあるとかということがありましたら、ぜひこの機会に発言をお願いします。

7 月 13 日、それと 8 月 4 日が最終の取りまとめということになっていますので、少なくとも次の会あたりでは、ある程度今までのことを全て意見交換する場になっていないと、8 月 4 日に間に合わないと思います。

この機会に発言をしておきたいことがありましたら、遠慮なくお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長 ありがとうございます。

今日の最初の議題の中では、前回行われた 1、2、3 についての発言、テーマといったことについての確認もありました。

それから、4、5、6 につきましては、従前の福祉のまちづくり総合計画に絡む部分が多いのですが、それ以外のものも含め、地域福祉計画の中での権利擁護といったようなこともしっかりと書き込まれていたかと思えます。

主な課題やまちの姿についても、委員の皆さん方は、具体化できるのか、方向性が見えるのかどうか、そこを心配していると思えますので、そこも含めて、次回あるいは次々回に説明していただくような資料が必要なのではないかと考えています。

ただ、これらを一旦取りまとめた後に、実際に行政計画に乗せていく段階で手厚くなっていくのかなと思えます。まちづくりは簡単には終わりませんので、焦らずに、しっかりと皆さんそれぞれの力を合わせながら進めていかなければいけないと思えます。

先ほどお話ししましたように、発言がちょっと足りなかったようなことがありましたら、ぜひメモをしていただいて、事務局の方にお寄せいただければというふうに思えます。

どうぞ、委員。ご発言をお願いいたします。

○委員 先ほどの小中学校の指定校で、どんな教育計画かわからないとおっしゃったので、次回までに、ざっとこんなことをしているのだというのをお知らせいただければありがたい。

東京都では、1,000人から3,000人のボランティアを募集して、それは海外から来る方たちのご案内のようですけれども、今度は指定校というのはどういうことをなさっているのか、ちょっとお調べいただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 国際理解が中心なのか、障害者理解も含めるか、福祉的なものも入るのか、障害の理解やそういうことも入ってくるのか、その辺の具体的なものが必要なのではないかとということですね。

○管理課長 練馬区内でどういうことが取り組まれているかということは、教育委員会の方に確認してみたいと思います。

オリンピック教育推進校の実践事例ということで取り扱われているものでは、例えば、外国の生活や文化を学ぶという単元を設けて、外国の生活経験がある保護者から挨拶、習慣、子どもたちの学び等の学習をする。

あるいは、夢を知るといったようなことで、オリンピック・パラリンピックを目指し努力している人の話を聞いて交流をすとか、また、ボランティア活動として、英語による案内を外国の方に対して行ったり、日本の歴史や文化を紹介するスピーチを行ったりといった、さまざまな取り組みが工夫されて実施されているようです。

○委員 大体、東京都がやっているような内容と同じように思います。

ただ、練馬区として、地域福祉とか福祉の関係がもう少し取り入れられているといいなとちょっと思いました。海外の方たちと地域福祉との関係が絶対にあると思っております。

また、練馬区民の中でも、海外の方が来たときに摩擦があつたりしてはいけないので、そういう教育を受けた方々が、道案内などができたらなおいいなと思っております。

○委員長 そうですね。今、委員がおっしゃるように、区の独自性も出した方がいいと思います。

今のご要望等も含めて、教育委員会の方でしょうか。要請をお願いしたいと思います。

では、今後のスケジュール等のご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 今後のスケジュール、日程について、再度ご確認ということです。

次第一番最初のページに書かせていただいておりますが、次回が7月13日。その次が8月4日ということで予定しています。

今回は、これまで皆様方からいただきました意見を取りまとめたものを整理してお示しし、ご確認をいただこうと思っております。

その際、計画の目標、理念、構成などについても、ご意見を伺う予定です。

会場につきましては、本庁舎地下の多目的会議室になります。

資料送付が本当に直前になってしまいますので、あらかじめご了承いただけますようお願いいたします。

それから、8月4日、最終の第5回目は、推進委員会での意見の取りまとめということで、最終の案をご提案させていただく予定です。

○委員長 私の方からの要望なのですけれども、とりあえず議事録だけ、資料とは別に、先に皆さん方に、こんな発言、こういう意見交換をしたというものだけ回していただいた方がいいかなと思うのですが、ご検討いただければと思います。

これで今日の第3回の推進委員会を終了させていただきます。

お忙しい中、遅くまでご協力いただきまして、まことにありがとうございました。